

## 常時介護が必要な人を 在宅で介護している人へ

# 介護手当を支給します



在宅で常時介護が必要な人（被介護者）を常時介護している人（介護者）に対し、その労をねぎらい、福祉の増進を目的として手当を支給します。

対象となる要件や申請の方法は、下記のとおりです。

閩福祉課高齢者支援係 ☎ 286 - 3114  
福祉係 ☎ 286 - 3115

### 被介護者とは？

益城町に住所があり、基準日（平成 29 年 10 月 1 日）前 1 年間、次のいずれかに該当する人

- ① 介護保険制度の要介護 4 以上の人で、  
**常時介護を必要とする人**
- ② 身体障害者手帳 1 種 1 級所持者で、  
**常時介護を必要とする人**
- ③ 療育手帳 A 1 所持者で、**常時介護を必要とする人**

### 介護者とは？

基準日（平成 29 年 10 月 1 日）現在、益城町に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている人で、引き続き 1 年以上、被介護者と同居し、在宅介護している人

### 支給の対象外

被介護者または介護者が平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの 1 年間に、

- ▶ 病院、施設等に 30 日を超える入院・入所・ショートステイ利用をした場合
- ▶ 他の市町村の支給する在宅ねたきり老人等介護者手当など（同様の手当を含む）を受けたとき
- ▶ 在宅介護者および当該被介護者等が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の規定により当該被介護者に係る特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当または福祉手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）の規定による改正前の「福祉手当」をいう。）の支給を受けたとき。

### 手当の申請

**受付期間** 10 月 2 日（月）～ 31 日（火）  
（土・日・祝日を除く）

※受付期限以後の申請は、受理できません。

**受付場所** 被介護者要件①の人 → 福祉課高齢者支援係  
被介護者要件②、③の人 → 福祉課福祉係

### 申請に必要なもの

- 介護者および被介護者の印鑑  
（スタンプ式不可）
- 介護者の預貯金口座が分かるもの  
（預金通帳など）

※申請時に介護者に介護状況などの調査を行い、さらに後日、訪問調査を行う場合があります。

### 手当の支給

**手当の額** 年額 5 万円

ただし、次に該当するときは年額 10 万円

- ▶ 被介護者要件①に該当する人で、入院等および介護サービスの利用がないとき
- ▶ 被介護者要件②および③に該当する人で、入院等および障害福祉サービス、障害児通所支援の利用がないとき

### 支給の時期及び方法

調査および審査後、口座振込で支給します。

※介護状況の調査および審査後、手当の支給を決定しますので、前回申請して手当を受給した人でも、今回該当しなければ却下となります。なお、個別通知は行っていません。

## 損壊家屋等の解体進捗状況

（平成 29 年 9 月 20 日現在）



区分	申請件数	完了件数
公費解体	2,309	2,165
自費解体	1,346	1,346
合計	3,655	3,511
進捗率	96.06 %	

## 10月31日

益城町災害廃棄物  
一次仮置場の **閉鎖**

益城クリーンセンター  
無料受け入れの **終了**

閩環境衛生課廃棄物対策係 ☎ 289 - 8077  
益城クリーンセンター ☎ 286 - 4190